

帰還困難区域（浪江町）に居住していた申立人ら5名（祖母、父、母及び未成年の子2名）について、原発事故による避難に伴い家族の別離を強いられたことを考慮し、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人らの別離の状況等を時期ごとに検討し、平成23年4月から同年8月までは世帯全体分として月額2万円、同年9月から平成28年10月までは世帯全体分として月額5万円がそれぞれ賠償されたほか、令和2年3月までの避難先から自宅への一時立入費用が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金3,239,284円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年12月7日

（仲介委員 鈴江 辰男）

和解契約書別紙

令和〇年(東)第〇号

申立人 X1 ほか4名

損害項目	内 訳	期 間	和解金額
一時立入費用		H30.4.1 ~R2.3.31	39,284
精神的損害	増額分	H23.4.1 ~H28.10.14	3,200,000
合計			3,239,284